

株式会社チャンネル・ユー 有線テレビジョン放送契約約款

株式会社チャンネル・ユー（以下「当社」といいます）と、当社が行う業務の提供を受けるもの（以下「加入者」といいます）との間に結ばれる契約（以下「加入契約」といいます）は、次の条約になります。

【加入者の定義】

- 基本契約とは、同一敷地内で生計を一つにする世帯との契約をいいます。
- 一棟契約とは、同一敷地内にある複数世帯の賃貸住宅またはその宅内の所有者、居住者の代表またはその代理となる者が、その居住内の全部または一部の世帯分を一括して契約するものをいいます。

第1条（当社のサービス提供）

- 当社は、当社が総務省に登録した業務区域内の加入者に対する業務を提供します。
- テレビジョン放送の同時再放送サービス、ならびに当社による自主放送サービス。
 - インターネット放送の同時再放送サービス。
 - 上記業務に付帯するサービス、または当社が加入者に提供するその他のサービス。

第2条（契約の単位）

当社は加入者引込線（以下引込線）の単位を1回線ごとに1つの加入契約を締結します。ただし、加入契約の形態によっては、引込線1回線に複数の世帯が加入する場合があります。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込み者からの契約約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

但し、次の事項に該当するときは、加入申込みを承諾しないことがあります。また、承諾後であっても承諾の取消を行う場合があります。

- 加入申込み内容の記載が不十分である。
- 加入者の料金等の支払手段が不明である。
- 当社のサービス提供が技術的な理由などで困難と判断したとき。
- 加入者の業務に害しい支障があるとき。
- 加入申込み者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。

第4条（加入金）

加入者は、別に定める料金表の加入金を定められた期日までに当社に支払うものとします。

- 支払われ加入金は返戻率となります。但し、加入契約内容を記した申込書の写しの受領日から8日間は放送法第150条の第3項に定められた初期契約解除制度に基づいて全額を返還します。

第5条（料率）

- 加入者は、業務提供を受けた月から別に定める料金表の利用料を原則として毎月、定められた期日までに当社に支払うものとします。
- 一棟契約については、その都度別添に協議の上定めるとします。
- 当社の責に帰すべき事故等により、当社が第1条（当社のサービス提供）に定めるすべてのサービスを、月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月の利用料が日割計算となります。但し、10日を超えた場合はその月の1日から月末までとします。
- 当社は、社会情勢の変化により利用料の改定を行うことが出来るとし、改定する場合は最低1ヶ月前に当社が定める方法で加入者に通知します。
- NHK日本放送協会のテレビ受送料（衛星放送の受送料を含む）、及び株式会社スター・チャンネル等のオプション番組加入料及び視聴料は含まれないものとします。

第6条（最低利用期間）

- 加入者は、当社が別に定める最低利用期間があります。
- 加入者は、前項の最低利用期間内、契約の解除があった場合は、当社が定める期間までに、別表に定める解約違約金を支払っていただきます。

第7条（料金等の支払方法）

- 加入者は、別に定める料金表に従い、定められた期日までに遅滞なく支払うものとし、原則として当社が指定する銀行口座振替で継続的に支払って頂きます。但し、加入者ごとの合意に基づきその支払方法で行う場合はこの限りではありません。
- 当社は、原則として加入者に請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第8条（施設の設置及び費用の負担）

当社は、本施設より放送センターからロープウェイまでの設置に要する費用を負担します。加入者はケーブルロープウェイの引込端子から受信機までの設置に要する費用を負担して頂きます。但し、地下埋設、鉄道コンクリートの穴あけ等加入者敷地内及び宅内の特別工事を行う必要とする場合は、加入者はその費用を負担します。

- 加入者は、引込設備及び設備末端機器の電気を用意し、その費用を負担するものとします。
- 本施設の設置工事は当社、または当社が指定する工事業者が行うものとします。

- 当社は、次の事項、または当社の責に帰さない原因により発生した損失または損害については責任を負わないものとします。
 - 火災、地震、落雷、雷害、盗難、紛失、火災、その他当社の責に帰さない原因で発生した事故が原因の場合。
 - 電力会社からの給電が受けられず当社が設備が稼働できず発生した事故の場合。

- 放送事業者、衛星事業者、番組供給会社の責による事故が発生した場合、または当社を含めた前記事業者による設備の維持管理上必要な計画停止やメンテナンス作業等の一時停止の場合。
- 加入者は、引込線の設置工事について、予め地主、家主、その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日苦情が生じた場合でも、当社はその責を負わないものとします。

- 加入者は、本施設の設置に必要な自営住宅の建柱用地を無償で提供するものとします。

第9条（費用の負担）

加入者は、当社が行う施設の調査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物の立ち入りについて協力を要する場合は、これに便宜を提供するものとします。

第10条（故障）

当社は、加入者からサービス提供の受信に異常の申し出があった場合は、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。

- 異常の原因が加入者側の施設にある場合は、その保守費用は加入者が負担するものとします。
- 加入者は、加入者が故意または過失による施設に故障発生させた場合は、その修復に必要な費用を負担して頂きます。

- 当社は、放送センターからV-ONU（映像用光回線接続装置）までの施設について維持管理、故障が発生した際に出来る限り、故障の未然予防に努めます。

第11条（契約の変更等）

- 加入者は、契約中の加入者の届出内容と異なる項目が出てきた場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
- 加入者は、設置場所の変更が生じた場合、直ちに当社に届け出て頂きます。当社が総務省に登録した業務区域内において、当社の承認を得た場合、変更することがあります。
- 加入者の異動が生じた場合は、当社の承認を得て加入者の各義変更を行うことが出来るものとします。

第12条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第13条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第14条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第15条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第16条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第17条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第18条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第19条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第20条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第21条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第22条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第23条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第24条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第25条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第26条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第27条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第28条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第29条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第30条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第31条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第32条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第33条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第34条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第35条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第36条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第37条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第38条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第39条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第40条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第41条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第42条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第43条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第44条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第45条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第46条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第47条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第48条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第49条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第50条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第51条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第52条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第53条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第54条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第55条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第56条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第57条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第58条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第59条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第60条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第61条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第62条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第63条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第64条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第65条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第66条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第67条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第68条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第69条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第70条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第71条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第72条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第73条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第74条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第75条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第76条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第77条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第78条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第79条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第80条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第81条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第82条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第83条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第84条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第85条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第86条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第87条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第88条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第89条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第90条（その他）

- 加入者は、本契約の約款、別途説明事項を承認し所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社が承諾した時に成立するものとします。

第91条（その他）

